

退職所得に係る 市民税・県民税 納入申告書			
(宛先) 千葉県流山市長			
年 月 日提出	年 月分	人員	人
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。			

退職者の内訳

退職した年の 1月1日の住所		氏 名	
退職年月日	年 月 日	勤 続 年 数	年
退職手当等 の支払金額	円	障 害 該 当	
特別徴収税額	市民税	円	県民税
			円

(特別徴収義務者)												
住所又は〒												
所在地												
氏名又は												
名称												
法人番号又は												
個人番号												

退職所得に係る所得割額を納入する際の注意事項

- ①左の納入申告書は、退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額（分離課税に係る所得割）を納入する際に必ず記入してください。
- ②退職手当等の支払いを受ける方が、市民税・県民税の所得割のない場合には、納入申告書の記入は必要ありません。
- ③障害該当欄は、100万円の退職所得控除の適用を受けた場合に、○印をつけてください。
- ④退職所得等の支払いを受ける方の勤続年数が特殊な場合は、退職所得申告書（写し可）と左の納入申告書を併せて提出してください。
- ⑤特別徴収義務者が個人事業主である場合
個人事業主の方は、金融機関に提出する納入済通知書の裏面には自らの個人番号を記入せず、別途、個人番号を記入した納入申告書を作成し、直接市役所へご提出ください。

指 定 番 号	
担 当 者 所 属	
担 当 者 氏 名	
電 話	(内線)